

日本における留学生受入れ政策の 史的展開過程と現状に関する一考察

岡田 昭人・岡田奈緒美

はじめに

少子高齢化が進む現在の先進諸国では、近い将来予測されている労働力の相対的な不足の事態に対応するため、留学生を受入れるための諸政策が国策レベルで考案、実施されている。こうした背景にあつて各国の高等教育機関は、留学生受入れのための様々なプログラムの開発と実施に取り組んでおり、世界規模での留学生獲得の動きが活発化している。

日本の大学もそうした状況の例外ではない。2025年には世界の留学生数が720万人に達することが試算されているなかで、日本は30~45万人の受入れが見込まれているのである。2008年5月、「国家戦略」の1つとして「留学生30万人計画」が政策として開始され、少子化による人材不足の解消と、国際社会における影響力の拡大を基本的な指針として、留学生受入れを重点的に行う諸大学が中心となって展開されている。

本稿では、近年の日本における留学生政策、特に「受入れ政策」に焦点を当てながら、その歴史的展開とその意義を論じた上で、現在実施されている「留学生受入れ30万人計画」の現状と課題について考察を行う。

1. 近年の留学生政策

近年の日本の留学生政策は、1983年に当時の中曽根康弘内閣が推進した「21世紀の留学生政策に関する提言」(通称:「留学生受入れ10万人計画」)を基本枠組みとしている¹。そこでは日本に対する国際的な期待に対応し、そこで果たすべき役割の1つとして、世界各国から留学生を受入れることが掲げられた。「10万人計画」は、バブル経済成長や留学・就労ビザの審査を簡略化させたことなどもあり、2003年には11万人を超えたことで一定の目標を達成したのであるが、全学生に占める留学生の割合は、依然として2.6%にしかならず、他の先進諸国(米国6.6%、英国18.1%、オーストラリア14.8%、ドイツ11.6%)と比べると低い割合となっていた。

また、2003年12月、中央教育審議会から「新たな留学生政策の展開について」が答申され、ポスト10万人計画の留学生受入れ後の目標として、安易な「量」的受入れにより数を増加させることに重点を置くのではなく、留学生の「質」に対して十分に考慮することが強調されている。2004年には、国立大学が法人化され、その翌年文部科学省は「我が国の留学生制度の概要」のなかで、日本の「知的国際貢献」の重要性を強調し、世界を舞台として活躍する人材育成を目指して高等教育機関がどの程度の留学生を受入れることが必要かなど、特に新しい国立大学法人に各々が特色を活かしたグランドデザインを提示するよう指示するとともに、受入れ環境を考慮した日本語教育を含む多様な教育プログラムの必要性を希求していた。

2008年6月、政府は「経済財政改革の基本方針2008～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～」(いわゆる「骨太方針2008」)を閣議決定した²。「骨太方針2008」では、留学生政策は特に高等教育と関連する第2章及び第5章に諸提言が明記されており、「経済成長戦略」のグローバル戦略を根幹に据えた「グローバル30(国際化拠点大学30)」をはじめとする、留学生30万人計画を策定等の方針が示されている。また、2008年7月文部科学省ほか関係省庁(外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)の閣議決定事項「留学生30万人計画」骨子では、海外の有力大学の基準に倣って留学生がより円滑に来日できるように、1)国際化の拠点となる30大学の選定と重点的予算投資、2)英語のみによる4年制コースの設置と学位取得の可能性、3)交換留学、単位互換、ダブルディグリーなどによる国際的な大学間の共同・連携促進、4)専門科目での外国人教員の採用による教育研究水準の向上、5)大学等における9月入学の促進、6)国費留学生等の優先配置や競争的資金やGPなどによる支援の重点化など、が示されていた³。

2. 留学生政策に関する先行研究と理論的考察

留学生政策の展開や課題などに関して様々な視点からの研究が行われてきている。大きく分類するとすれば、第一に、日本の国際化の定義や政策課題の枠組みについて分析したもの⁴、第二に、欧米諸国の留学生政策や制度を比較研究するものや、近年の留学生政策の政策評価や課題を分析するもの⁵、がある。またその他にも、留学生の授業実践や生活指導を取り扱う論考などがあり⁶、最近では留学生を対象とした就職支援に関する研究や第三諸国を対象とした留学生プログラムの研究などもみられる⁷。こうした諸研究のほとんどが、今日の留学生政策や国際交流、また教育実践などを日本と先進諸国の事例と比較して考察されているのであるが、今後はアジアの近隣諸国との共同研究を通じた、新たな留学生政策の展望や各種プログラム開発への取り組みが重要になってくることが予測されよう。

次に、近年の留学政策の動向に対して、一般的な教育改革の分野から理論的アプローチを試みたい。留学生受入れ政策はどのような社会原理に基づいて策定され、そして実施されているのかを検討することにしよう。

藤田(1997)は、米国の社会学者D.ベルの著書『資本主義の文化的矛盾』に依拠しながら、近代社会の発展が「効率」・「平等」・「自己実現」という3つの基本的価値(「中軸原則」)の実現過程として捉えられていることに着目し、それらの3つの価値を教育改革と関連させることによって説明モデルを提唱している⁸。藤田の提起した教育改革の枠組みは、留学生教育政策の動向を考察する上でも示唆に富んでいると思われる。

先ず「効率」であるが、それは「官僚制度的組織の発展や経済社会の発展を支えてきた価値」であり、歴史的には特に産業革命以降優勢になってきた価値であるとされる。すなわち経済的な効率を志向する中軸原則であり、その核心は「最小投資で最大利益」、「市場・競争原理」、「能力主義(メリット)」などの原理に基づくものである。次に「平等」であるが、近代市民革命以降の政治的発展に関係する価値であり、種々の社会・生活場面における「機会均等」を追求するものである。そして「自己実現」は現代の文化的状況に関わる価値であり、個人または各家庭の「自律性」を支えるものである。

上記の3つの中軸原則を教育改革と関連させながら説明を加えると、以下ようになる。

「効率」については、国家的観点からみれば、例えば文教政策に割り当てられる予算には限りがあ

るため、収益の率が高いと予測される施策や計画に「効率」よく予算を配分し、より高い教育的効果を上げることが要請される。近年の特に高等教育機関を対象としたアカウントビリティの重要性が増すにつれてこの機能はさらに厳しく求められよう。また「効率」原理によれば、様々な段階における教育の機会やその後の社会的地位は、個々人の「能力(メリット)」を基準にして決定される。次に「平等」であるが、これは教育機会を含んだ広い意味での「生活の機会」が、個々人の「生まれ」(人種、性別、肌の色など身体的特徴等)によって制約を受けてはならないという原則を支持する。子供たちの将来の社会的地位が構造的に大きく異なってはならず、それを獲得するための手段としての教育機会は全ての人々に平等に開かれなければならないとする原則である。そして「自己実現」であるが、ここでは基本的に「将来何になりたいのか」を決定するのは個々人の意志によるものとする。また各家庭は「自律性」を持つことが自然であり、子育てにおける責任や決定権は親にあり、外部(国家等)の干渉を極力受けないようにするべきだとする原則である。

そこで、この3つの価値を、近年の日本の留学生受入れ政策に通底していた中軸原則と考えて説明を加えたい。表1は一般的な教育社会の発展の過程でこれら3つの価値がどのように展開してきたのかを、藤田のモデルに依拠しながら、日本における留学生受入れ政策の発展過程と重ね合わせて示したものである。

表1 教育改革のモデルを応用した留学生政策の変遷過程

	① 成立局面 (戦前から1980年代迄)	② 拡大局面 (「10万人計画」達成迄)	③ 再編局面 (近年の留学生政策)
経済(効率)	エリート主義	能力主義	卓越性志向
政治(平等)	機会拡大	機会均等	機会多様化
自己実現	児童中心主義	人間性志向	個性化・参加
留学生政策	<ul style="list-style-type: none"> ・戦後賠償による受入れ ・国家的エリートや裕福層子弟への奨学金 ・国別国費留学枠の拡大要請 ・既存の教育体制内での学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・留学の「大衆化」と能力的選別の拡大 ・私費留学も含めた機会の拡大 ・日本語・日本文化の習得の重点化 	<ul style="list-style-type: none"> ・留学の「市場化」と獲得競争の激化 ・様々なプログラムの整備・拡充 ・個々人のニーズを満たす学習志向

(出所: 藤田(1997), p.11の表をもとに作成)

留学生受入れ政策の変遷過程は、マーチン・トロウの提唱する高等教育制度の段階的移行論⁹と同様に①成立局面(「生成/エリート段階」)、②拡大局面(「大衆化=マス段階」)、③再編局面(ユニバーサル段階)の三段階に分けられよう。成立局面に当たるのは、近代教育制度が出現した19世紀末から、留学生数が数万程度であった1980年代迄の時期と想定しよう。この段階におけるそれぞれの中軸原則の内容を考察してみるとすれば、ここでは日本へ留学することが様々な「障壁」によって困難であった時期である。すなわち経済的(費用等)、物理的(交通手段や受入れ機関の未整備等)、そして教育的(日本語教育方法や教材等)など種々の問題があるために極めて留学が困難な状況であった時期である。そうした条件下で当時日本への留学が可能となったのは、戦後賠償により受入れられた台湾からの留学生などを除いては、経済的観点からすると国家的な使命によって派遣されてきた「エリート」組か、または裕福層の子弟等、非常に限られた階層の人々によって占められていたと考えられる。また国際

的な政治の観点からは、日本政府が支給する「国費」の奨学金枠をめぐって、各国政府（特に先進諸国）が「平等」の機会を求めた時期でもある。しかしながら受入れ機関では、留学生は一部の留学生別科等で実施されている日本語の予備教育や特別な授業を除いて、日本人学生を対象として開講されていた既存の授業への参加を余儀なくされる場合が多かったと思われるため、個々人の「自己実現」は自然と限定された専門分野の範囲内でのものであったのではないだろうか。

次に「拡大局面」であるが、ここでは「留学生受入れ 10 万人計画」の策定から、それが達成を見た時期迄の期間に相当すると言えよう。前述したように、当時は「10 万人計画」に基づいて、留学生受入れ体制の整備のための諸般の施策が開始された。その後も「21 世紀を展望した留学生交流の総合的推進について」の提言や「短期留学の推進について」の報告書に基づき、時代の変化に対応した新たな施策の展開が見られ、文部省の 1997 年度の留学生交流関係予算は 556 億円となっており、2003 年にはこの目標が達成された。この間、公私機関双方からの各種奨学金枠の拡大とともに、各高等教育機関においては「短期留学プログラム」等、留学生受入れのための様々なプログラムが開講された。取り分け、諸外国に対する日本の文化・社会理解推進の観点から、日本語教育制度の拡充と日本社会や文化を教授する科目の増加が重点的に行われた時期でもあった。「バブル経済期」には「Japan as Number One」と称される世界的な経済的立場にあり、日本の「経営システム」や「科学技術」を学びに来日する者が飛躍的に伸びたことから、留学機会の拡大が急務となっていた。

そして現在実施されている留学生政策は③の「再編局面」にあり、世界の留学生市場での過熱化する獲得競争のなかで、日本の高等教育機関は海外の大学との「生き残り」を賭けた教育・研究サービスの提供に取り組みなければならない状態のなかで策定・実施されている。ここでは後述する「受入れ 30 万人計画」に代表されるような留学生の多様な「ニーズ」をできる限り満たすようなプログラムの開設、また学習終了後の就職機会の提供にわたるまでの諸提言に基づいた政策が展開されている。

しかしながら、上述した 3 つの価値は、相互に矛盾を内包していることが指摘されている。D. ベルの提唱した 3 つの中軸原則間の相互関係について、アメリカの社会哲学者 J. フィッシュキンは、「平等」に価値を置く自由主義体制のもとでは、3 つの価値全てを同時に満たすことは原理的に不可能であることが指摘されている¹⁰。こうした状態は「トリレンマ」と呼ばれ、例えば「平等」と「自己実現」の 2 つの価値を満たそうとするならば、その場合は能力の違いを無視した形式的・機械的な平等を保証することになるため「(経済的) 効率」が実現できなくなる。留学生受入れ政策と関連させるとするならば、海外の留学生の多様なニーズに対応しながらも、できるだけ多くを受入れるとする場合、能力(メリット)を無視した形式的な「平等」を前提とした受入れが増加するため、留学生教育に必要な予算の増大が見込まれ、経済的な効率性は失われるといった具合である。

以上「トリレンマ」の法則を念頭に入れて現在の留学生政策の動向を俯瞰した場合、留学生の多様なニーズへの対応(自己実現)と「より優れた人材の獲得」(メリット)が重視されていることを考慮すると、「30 万人」の受入れを目標とする留学生の送り出し源は、財政的な裏付けがある程度見込まれる国々に集中する可能性があるのではないだろうか。今後の動向が注目されよう。

3. 「留学生 30 万人計画」の概要

「グローバル戦略」(骨太方針 2008)の具体的な実現化を検討してきた中央教育審議会大学分科会留学生特別委員会は、2008 年 6 月に「『留学生 30 万人計画』の骨子」取りまとめの考え方に基づく

具体的方策の検討」を上程した¹¹。2003年の中教審による答申などを踏まえ、「留学生30万人計画」は「日本の大学・大学院の国際化」のみならず、「国際競争力強化」、「国家安全保障」の観点に立ち重要な国家戦略であることが表明された。その背景には、1990年代から急に深刻化しはじめた少子・高齢化社会問題があり、その対応として国際的な留学生の獲得に向けた熾烈な競争への参加を余議なくされたためであった。

方針のポイントは「優れた留学生の獲得」が最優先課題となっており、「留学生にとって魅力ある環境を構築すること」が急務とされ、留学生の母国や個々人のニーズに対応し、かつ「人材養成の国際貢献に応える観点」に立脚した上で、いかなる教育・研究指導を行うのか、また、留学生を受入れることが日本の「科学技術・学術における国際競争力」を高め、大学をはじめとする高等教育の水準を向上させることに「有効である」といった観点から検討することにあつた。本方針は以下の章立てでまとめられている。

I. 優れた留学生の戦略的獲得（全計画の概要と「ターゲット地域」別ストラテジー）

国際的な通用性を可能とするため、英語による授業、英語のみでも学位が取れるコースの大幅な開設、一定数の外国人教員の採用、また海外の大学と共同した「ダブルディグリー・プログラム」の開講と、9月入学の導入が検討されている。戦略の「ターゲット地域」は欧米諸国やアジアをはじめとして、これまであまり交流が見られなかったアフリカや中東諸国、また中央アジアまでに及ぶ受入れ政策の展開が目的とされている。

II. 留学生を引きつけるような魅力ある大学づくりと受入れ体制（大学の制度・カリキュラム改革）

渡日前の留学生のリクルーティング活動と受入れに関する諸業務を担当する現地アドミッションオフィス¹²の整備、また大学内における留学生教育に関する専門職員や相談員の配属の強化などがある。また特色のある日本語教育プログラムの新設やその他様々な授業外活動の充実化、大学による宿舎の斡旋・提供サービス機能の効率化が要求されている。

III. 留学生にとって魅力ある社会—日本の社会のグローバル化—（大学卒業後の就職・進路支援）

留学生の就職支援の強化や日本学生支援機構（JASSO）による就職支援事業の導入、「外国人雇用サービスセンター」（留学生向けインターンシップ事業）の導入、教員や研究員としての採用、起業への取組み支援、既存の在留資格制度の再検討等が強調されている。

IV. 関係省庁・関係機関等の連携による有機的、総合的な推進

（国家機関の連携による留学生支援体制の構築）

外交戦略や入国管理、労働政策等の関係省庁との連携体制の構築、就職、インターンシップ、ボランティア活動等における大学と民間企業や地域との連携、また留学生による近隣住民への国際理解活動への積極的な参加やホームステイ促進による文化交流の活性化が目的とされる。

V. 日本人の海外留学（日本人学生の「送り出し」に関する方策）

日本人学生を対象とした外国語教育、特に英語による授業の増設が求められる。日本人学生の海外の

大学への派遣留学を奨励し、特定の科目の語学学習、単位互換、国際交流体験の充実化が求められる。

「留学生 30 万人計画」を含めて、近年の留学生受入れ政策に対する提言の要点は以下のようになろう。

第一に、各大学・大学院は、留学生受入れを視野に入れた教育・研究の国際化のための組織的戦略や具体的な中期計画・目標をデザインすることが希求されている。各大学では、それぞれの特色を活かして研究者の養成機関としての役割を強化するのか、もしくは高度職業人を育成することを重視する教育面に重点を置くのか、また、日本語・日本文化等の学問領域に特化するのか等独自の選択が迫られよう。

第二に、体系的かつ特色のあるプログラムやカリキュラムを開発・導入し、留学生のニーズに適った学位や修了資格を与えることである。今後大学間における国際競争が増し、学生数の獲得が大学の経営を左右するような状況になれば、日本語のみならず、英語をはじめとした多様な言語による教育プログラムを提供することが求められよう。

第三に、留学生を受入れるためには学業面のみならず、彼らを取り巻く日常生活においても生じうる様々な問題に速やかに対応することのできる専門教員もしくは職員の配置も必要となる。異文化間摩擦の軽減、安全な居住環境の提供、犯罪や事故に巻き込まれた際の迅速な対応体制の配備等、留学生が安心して学業に取り組むことのできる環境を保証することも大学の役割となろう。

最後に、コースを卒業・終了した後の留学生の進路に関する責任の一端を担うことが挙げられよう。留学中に専門的知識や技能を習得した優秀な留学生がその後も貴重な人材として日本に留まることができるような制度を整備する、あるいは留まることを望むような社会を構築することが肝要である。また、研究者や卒業生のネットワークを確保し、国内外の各機関や国際的企業への就職を推進するような情報の共有システムの構築が緊要であろう。

4. 留学生受入れ政策をめぐる議論

留学生の量的拡大から質的側面への転換を課題とするならば、それは同時に彼らを受入れる高等教育機関の教育や学習環境の質も検討されなければならない。*The Times* の高等教育特別号の「世界大学ランキング」に代表されるような、世界中の様々な機関によって発行されている「大学ランキング」等によれば、2006 年版では世界のトップ大学 20 校中の 11 校、上位 100 校中の 33 校をアメリカの大学が占めている。欧州の大学を見ると、トップ 20 校中の 5 校となっている。アジア諸国では近年、中国の大学が目されつつあり香港を含め上位 100 校中に 5 校が入っている。日本の大学のトップは東京大学の 19 位であり、北京大学 (14 位) がアジアトップである。こうした「ランキング」は、大学の機能 (教育系であるのか研究系であるのか、また文系か理系等) が多様であるため、一概に比較検討の妥当性が認められるわけではないが、各国の高等教育機関に強い影響力を与えていることを考えると、日本における学位や資格の質、ひいては国内の大学全体に低い評価が与えられるような事態になれば、その原因の究明と解決が急務となろう。特に、教育・研究の内容、自己点検評価制度と教職員の質改善に不可欠なファカルティ・ディベロップメント (FD) の有無、就職支援体制にわたって徹底的に実施される必要がある。学部・大学院編成やカリキュラムの見直しが留学生の視点から検討されなければ、「魅力のあるもの」にはならないであろうし、また個々人の能力の水準や要求の多様性に対応する種々のプログラムが組織的に構築されなければならない。

しかしながら、近年の留学生受入れ政策に関しては批判的な見解もある¹²。例えば天野（2007）によれば、「骨太の方針」を含む近年の留学生政策があくまでも「経済財政改革」の視点に立脚し、それが「成長可能性の拡大」を主たる目的とした「戦略」の1つとして大学・大学院改革が実施されているのであり、各大学がそれぞれ多様で個性的なグランドデザインに基づいた教育・研究改革を行う場合の「教育再生」とは意を異にすることが指摘されている¹³。天野は以下のように言及している¹⁴。

大学改革について「グランドデザイン」の作成の必要性が言われて久しいが、「骨太方針」に示されているのは、そうした長期的で総合的な展望に基づく大学改革構想ではない。「骨太」と呼ばれるゆえんがどこにあるのかは分からないが、大学・大学院改革に関する限り、特定の目標達成のための断片的で、ピンポイントの改革構想であることを、改めて確認しておく必要がある。

「骨太方針」が強調するもの、すなわち日本が国家として経済・財政面で「成長力の維持・加速・拡大」を実現することの重要性に対しては反論し難いとしても、高等教育機関の喫緊の課題がそうした観点に傾斜した研究と高度人材育成のみに矮小化され、経営戦略や予算の重点配分に正当性がもたされることの「妥当性」に対する天野の疑問はある程度正鵠を得ていると言えよう。

こうした認識の上で、天野は大学教育の国際化との関連において日本の大学に最も重要な課題として「学部教育の再構築」を挙げている。本方針が先進諸外国の大学並みの「卒業認定の厳格化」をすよう強調しているものの、そこに至るまでのプロセス、つまり「教育課程の再構築」がまず再検討されるべきであり、「専門教育を含む現行カリキュラム全体の再構造化」が必要であると述べている。さらに方針が提案する「9月入学枠の設定」に対しても、これまで慣行となってきた行財政・人事制度や他の社会諸制度との関連性を無視して実施することはできず、またそれ以上に入試の複数化がもたらす大学関係者の人的・経済的負担による教育の質低下が起り得ることを指摘している。

5. 留学生受入れ政策の課題と展望

これまで論じてきたように、留学生受入れ拡大を目指した諸政策は、日本の高等教育機関の教育・研究水準を高め、国家間の相互理解を促し、また今後大幅な不足が予測される労働力を補うためにも重要な役割を果たし得るとの前提のもとで実施されている。しかし、留学生の受入れは予想以上のリスクを伴うものであり、これまでも政府答申や各大学の報告などで常に解決すべき課題として取り上げられてはいるものの、現在に至るまで具体的な改善の措置が取られておらず、また各高等教育機関に共通した受入れ体制の適正をチェックするような基準が設定されているとは言い難い。

太田（2004）は、従来の日本の留学生受入れ体制は渡日前（留学生募集段階）から就学、卒業後の就職または帰国に至るまでの組織的なプロセスにおいて、改善点が多く残されていることを指摘しており、特に欧米諸国と比較して、留学生の募集及び入学選抜の言わば留学の「入り口」については、情報不足と複雑な手続きが問題視されているとし、その打開策の1つとして日本留学試験の再考と効果的な実施が主張されている¹⁵。また、少なくとも留学生受入れが日本の国際化のための重要戦略であるとの認識があるならば、まずは財政支援を強化することが必須であろう。

廣瀬（2005）は、今後の留学生の受入れとその教育に関して各大学が重点的に実施する活動として以下の4つを挙げている。1) 海外における各大学のPR活動、2) 大学内の留学生受入れ環境の整備、3) 留学生のキャリアアップフォロー、4) 留学生の人的リソースとしての活用、である¹⁶。本論を締

め括るにあたり、以下ではこれらの4点に焦点を当てて、今後の留学生受入れ政策がより円滑に実施されるための取り組みを検討することにした。

1) 海外における各大学のPR活動

実際留学生のなかには、来日する前と後では、日本の実情を知り失望する者が少なくない。彼らが海外にいる段階から、日本社会や大学に関する様々なレベルにおける情報提供システムを整備・構築する必要がある。官公庁レベルでは文科省を中心に他の省庁との管轄上の障壁をなくし、連携を強化することをはじめ、高等教育レベルでは各校で実施されているプログラムやカリキュラム、また教員の専門研究分野や設備環境の充実度などを、日本語だけではなく、英語版ホームページの充実化をさせることにより的確に把握できるような情報提供システムを構築する必要がある。例えば、アメリカにはホームページから入学の一次申請ができる大学は珍しくない。また各大学はターゲット地域に海外拠点を開設・整備して、国際交流に係る諸活動のサポート、海外の大学や留学希望者への情報提供を行うことも重要であろう。大学教職員自らが海外に出向き、直接学生と研究計画について議論することや、試験や面接を行うことができれば、留学生への渡日前支援としても有効である。海外拠点を持たない大学は、日本学生支援機構(JASSO)が諸外国で実施する「日本留学フェア」等に参加することにより、留学希望者が現地で容易に情報を入手できるような措置をとることも可能であろう¹⁷。さらに、JASSO等の海外事務所を共同利用のオフィスとして活用できれば、優秀な留学生を獲得する一助になると考えられる。この他にも、より確実に優秀な留学生を獲得する手段としては研究者間のネットワークの活用が期待されよう。

2) 大学内の留学生受入れ環境の整備

留学生を受入れる大学の環境整備で注目されるべきものは、①「留学生寮の充実」、②「学内手続きの多言語化」、③日本語教育の充実、「英語による専門科目の拡大」¹⁸が挙げられている。①「留学生寮の充実」であるが、今後全体の留学生数が増加することは、受入れ機関である各大学の宿舍の慢性的な部屋不足がクローズアップされてくることになるだろう¹⁹。しかし、新たな宿舍を創設するためには土地や建設費の確保に莫大な予算が必要となるため、容易に解決できる状況でないことが分かる。そこで、まず留学生受入れ拠点大学を中心として、近隣自治体や民間企業との協力による留学生宿舍の共同整備を試みてはどうだろうか。すなわち、大学を取り囲む近隣の自治体にある遊休地の活用、留学生採用に熱心な民間企業の宿舍等の無償提供等を含め、建設・運営は自治体や企業が行い、運営経費を大学が政府補助金等を利用して負担するような仕組み作りが考えられよう。②であるが、日本語と英語による授業だけではなく、様々な国々から来る留学生を何らかのかたちで活用し、日本人学生も参加できるような多言語・多文化による教育環境作りや、また各種事務手続を円滑に行うための「多言語マニュアル」等の作成が考えられよう。③の日本語教育の充実では、受入れ大学で実施されている日本語教育のシステムがどのようになっているのかが海外の大学にとっては重要な関心事項である。プログラムや授業、教員や教材等が適切な標準を満たしているのかを判断する全国「スタンダード」の開発が求められよう。また、前述した「留学生の受入れ重点大学30校の指定構想(トップ30)」からもその重要性が窺えるのであるが、大学院レベルで英語のみの科目履修による卒業・修了が可能なプログラムの開講が望まれる。留学生のなかには学部時代に短期交換留学等によって来日し、

日本語・日本文化への関心を高め、再び日本の大学院で学びたいという希望を持つ者が少なくない。だが、自身の日本語力の問題により高度な教育・研究を継続できないのが現実である。こうした状況は特に非漢字圏に所属する留学生に顕著であり、留学生の出身地域に偏りが生じる原因ともなっているため、英語による授業を増加することにより地域別受入れを改善することが急務となろう。

3) 留学生のキャリアアップ・フォロー

留学生受入れ政策の重要な柱の1つには留学生の卒業後の就職機会支援が含まれている。法務省入国管理局の報告によると、2004年以降日本企業に就職した留学生数は5千人以上に急増している²⁰。実際日本での就職を希望している留学生はこれ以上であるだろうし、また今後も増えていくことが予想されている。しかしながら、入国管理の厳格な諸規制から、留学生の就職に関しては未だに実現が困難である²¹。一方で、採用する企業側においても、留学生を定期的に雇用しているところは少なく、また仮に採用された場合においても会社でのステータスや昇進、また給与システムが一様ではない。また日本人学生の就職活動は凡そ1年前から開始されているが、留学生は時期的にも学業に専念しなければならないためそのような余裕はなく、どうしても日本人学生の「後手」に位置してしまうことは否めない。こうした現状を改善するために大学では留学生の卒業後のキャリア形成に対する組織的な支援体制の構築が迫られている。留学生が在学中から参加できるインターン制度を導入し²²、単位を認定するシステムが構築できれば、留学生は長期休暇中等に企業でインターンシップを行うことも可能となり、正規の就職前に有効なコネクションを形成することにも繋がるだろう。また、雇用制度や法律を熟知した民間の人材を学内に配置し、留学生の就職に関するカウンセリングを行うことも考えられる。国としては、日本での学業を修了した留学生を中心として、外国人の就労に関する入国管理制度のさらなる規制緩和措置が要請されよう。例えば現行の規定では留学終了後の在留資格の取得が複雑且つ困難であるため、1年間の就職活動を目的とした在留資格を無条件で提供する制度などを実施してはどうだろうか。留学生を積極的に受入れる企業に対しては、例えば人材育成経費に関し、税制上の優遇措置、政府金融機関による低金利融資を行う等も考えられよう。

4) 留学生の人的リソースとしての活用

まず、留学生の卒業後のフォローアップを効果的に行うためには、帰国留学生のネットワーク構築が必須条件となろう。帰国した留学生を対象としたインターネットを活用した教育・研究・リクルート情報等を定期的に発信するシステムの構築により、世界中のいかなる場所に居ても大学に関する最新の情報を共有する双方向性の環境が形成されよう。これにより、在籍する日本人学生が海外協定校へ留学する際の情報等も得ることができる。例えば東京外国語大学では2008年から「e-アラムナイ協働による学生留学支援」(「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」として採用)を実施しており、同窓会組織が世界各地に有する海外支部の「潜在的な言語的、文化的及び人的資源を発掘し組織化」することで、卒業生の「集合知」を学生支援力とし、学生の留学前や留学中、更に卒業後のキャリア支援をも視野に入れた支援体制を構築するものである。具体的には、Social Networking Service (SNS: コミュニティ型の情報交換システム)を活用した支援基盤体制を整備し、言語と地域を軸とした電子支援コミュニティ(「e-アラムナイ」)を組織する。e-アラムナイにおいて学生の相談や交流、情報交換を活発化させ、学生の不安を解消し、意識と意欲を高めることで、良好な留学環境づく

りを支援する取り組みが開始された。ネットワーク化の推進が、世界におけるメガコンペティションに打ち勝つ基盤となることが想定されている。

また留学生の人的リソース活用として、留学生の地域への貢献が非常に重要であるという意見も多く見られる。地元の小中学校における国際理解教育活動への参加をはじめとし、公共機関におけるインターンシップへの参加は、地域社会の国際交流の活性化や大学の社会貢献の原資となり得るであろう。また留学生に日本社会をよりよく理解させるという観点からは、「ホストファミリー活動」など地域の国際化施策などとの連動を強め、「多文化共生」コミュニティの形成を目指した、国・地域・大学による留学生受入れの基盤作りを進めることが重要である。

結 び

少子高齢化の進行に伴い、人口減少期を迎えつつあるなかで、今後日本では、福祉や社会保障のみならず、社会のあらゆる分野において抜本的な制度改革が余儀なくされる。また、国際社会における人材の獲得競争は年々加速してきており、今後の留学生受入れは労働環境を含めた日本社会の国際化への立ち遅れや労働力不足の解決に向けての「布石」としての期待が寄せられている。本論は日本における留学生受入れ政策の史的な展開を整理した上で、近年の留学生受入れ政策が抱える諸問題とその展望を明らかにするものであった。

留学生受入れに関しては、各大学によって多様なアプローチがとられているが、国際競争力を高めるために渡日前のリクルートの段階から 学位取得後の就職に至るまでの包括的な受入れ環境の整備が期待されている。具体的には、海外オフィスを利用した現地募集・選考体制の強化、渡日前の入学許可、奨学金支給決定の推進、学位・単位交換協定（ダブルディグリーやデュアルディグリー）を目指した相互連携プログラムの開発、在学中の企業インターンシップ制度と単位化、留学生就職専属アドバイザーの設置などの試みがあろう。

しかしながらその一方で、近年の留学生受入れ政策が、安易に数的増加を目標とするならば、結果として日本の高等教育機関に学習能力や意欲が不十分ではない留学生を在籍させ、全体的な質の低下に繋がる危険性がある。また留学生からは、入学したものの自分の意図した学習ができないといったような苦情もみられ、学業成績不振のため学位を取得できない者、不法残留者が増加していることなども問題となっている。文科省をはじめとする政府機関は官庁・業務間の壁を越えた連携を行うことにより、留学生受入れに関する外部環境を整備し、各教育機関が留学生を受入れるための最低限の体制について一定の指針を作り、こうした基準を満たさない教育機関に対しては厳しく対処する必要性があろう。留学生を受入れる教育機関は、経営的な視点からのみ留学生の受入れを考えるのではなく、受入れ理念を明確にした上で、それを実現するための体制整備を先行させなければならない。

留学生受入れ政策が、「30万人計画」の実現という大きな転換期にある現在、実態を省みない政策遂行は、留学生・就学生に不要な負担を課すだけでなく、今後の日本の留学政策にも禍根を残すことになるだろう。大きな希望を持って来日する留学生たちは、単に学業生活のみを期待するのではなく、日本社会や人々との交流を通して、国家の枠組みを超えて人間としての成長を遂げていくのである。そうした人間的な発達を、進行しつつある少子高齢化や労働力不足の解消・緩和にいかに連動していくのか。それはもはや、留学生教育だけの問題ではない。多文化社会の到来と明日の社会を担う人材育成に直面する、日本全体の課題である。

参考文献

- 1 「留学生受入れ 10 万人計画」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/007/gijiroku/030101/2-1.htm
- 2 「経済財政改革の基本方針 2008～開かれた国, 全員参加の成長, 環境との共生～」に関しては,
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/kakugi/080627kettei.pdf#search>
- 3 <http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/rireki/2008/07/29kossi.pdf>
- 4 喜多村和之 (1987) 『大学教育の国際化』, 玉川大学出版部, 江淵一公 (1997) 『大学国際化の研究』, 玉川大学出版部, などを参照のこと。
- 5 横田雅弘 (研究代表者) 「アジア太平洋諸国の留学生受け入れ政策と中国の動向」文部科学省科学研究費補助金 (基礎研究 B) 平成 15・16 年度調査報告書, 佐藤由利子 (2010) 『日本の留学生政策の評価—人材養成, 友好促進, 経済効果の視点から』 東信堂。
- 6 岡田昭人 (研究代表者) 「新しい留学生教育プログラムの開発とその評価に関する研究」文部科学省科学研究費補助金 (若手研究 B) 平成 16・17 年度調査報告書。留学生の生活支援に関しては, 横田雅弘・白土悟 (2004) 『留学生アドバイザー学習・生活・心理をいかに支援するか』, ナカニシヤ出版。
- 7 横須賀柳子 (2007) 「事例紹介 大学における留学生の就職支援の現状と課題 (特集 留学生の就職を支援する)」, 『留学交流』 19(2)。
- 8 藤田英典 (1997) 『教育改革 共生時代の学校づくり』, 岩波書店, pp. 9-12.
- 9 マーチン・トロウ (1976) 天野郁夫・喜多村和之訳: 『高学歴社会の大学』, 東京大学出版会。
- 10 Fishkin, J. S. (1987) “Liberty versus Equal Opportunity” in Fred D. Miller Jr. (eds), *Equal Opportunity*, Oxford: Basil Blackwell, pp. 32-48.
- 11 中央教育審議会大学分科会留学生特別委員会 (2008) 「『留学生 30 万人計画』の骨子」取りまとめの考え方にに基づく具体的方策の検討」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/020/gijiroku/08062407/001.pdf#search
- 12 横田雅弘 (2008) 「30 万人計画が実現する条件—中教審留学生特別委員会での議論を通して—」, 『留学交流』, 20(8), pp. 6-9.
- 13 天野郁夫 (2007) 「大学改革と「骨太方針」」, 『IDE (現代の高等教育)』, No. 496, 12月号, pp. 4-11.
- 14 前掲書, p. 5.
- 15 太田浩 (2004) 「日本留学試験の政策的考察」, 『国際教育』, 第 10 号, pp. 93-113.
- 16 廣瀬幸夫 (2005) 「留学生教育を国際的に促進させる国際戦略本部強化事業」, 『留学生教育』, 第 10 号, p. 5.
- 17 本事業に関しては http://www.jasso.go.jp/study_j/event.html を参照のこと。
- 18 短期留学プログラムにおける英語による授業の比較研究は, 恒吉僚子 (2006) 「国際化戦略としての教授用語の英語化—短期留学プログラムの多国間比較研究」(平成 15-17 年度 文部科学省科学研究費補助金 基礎研究 B(2)) を参考のこと。
- 19 留学生の宿舎に関しては, 山口隆正 (2004) 「留学生宿舎の現状と課題」, 『留学交流』, 16(7) を参照のこと。
- 20 法務省入国管理局資料 (2007) <http://www.moj.go.jp/PRESS/080729-1.pdf>
- 21 日本留学生の就職に関する調査に関しては, 国際教育交流協議会 (JAFSA) の Web サイトを参照のこと。
<http://www.jafsa.org/>
- 22 近年のインターンシップ制度に関しては以下の文献等を参照のこと。文部省 (2000) 『インターンシップ・ガイドブック—インターンシップの円滑な導入と運用のために』, ぎょうせい, 恒松直美 (2008) 「短期交換留学生向けインターンシップと研修—グローバル社会における地域ネットワークと大学教育」, 『広島大学留学生センター紀要』, 第 18 号, pp. 1-16.

(おかだ あきと 国際学科)

(おかだ なおみ 国際学科)